平成２４年（フ）第４８号
鳥取県境港市渡町2103番地１
破産者　有澤　裕吉
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第５５１号
愛媛県松山市下伊台町1365番地11
破産者　森薗　　稔
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０号
大阪府吹田市竹谷町７番１―212号、前住所愛媛県今治市南宝来町３丁目５番地14、前々住所愛媛県今治市別宮町２丁目３番地１
破産者　日浅　伸一
１　決定年月日　平成25年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４７号
静岡県沼津市今沢323番地の15　リバティー今沢103号室、旧住所静岡県賀茂郡西伊豆町仁科503番地の１
破産者　齊藤　克也
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第２７号
静岡県賀茂郡南伊豆町加納423番地の４
破産者　大久保美代子
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２１８２号
埼玉県川越市南大塚２丁目５番地11　セントポーリア301号室、破産手続開始決定時の住所埼玉県川越市南大塚２丁目５番地１
破産者　田口　靖子
１　決定年月日　平成25年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
茨城県東茨城郡大洗町大貫町64番地
破産者　渡邊　雄一
１　決定年月日　平成25年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第９４号
北九州市八幡西区香月西２丁目15番１号
破産者　島津　伸之
１　決定年月日　平成25年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８５４号
北海道千歳市自由ケ丘６丁目５番14号
破産者　伊與部孔司
１　決定年月日　平成25年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０３号
神奈川県相模原市南区相武台団地１丁目５番３―31号、開始決定時の住所神奈川県大和市深見西４丁目７番34号
破産者　上田　芳正
１　決定年月日　平成25年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０４号
神奈川県相模原市南区相武台団地１丁目５番３―31号、開始決定時の住所神奈川県大和市深見西４丁目７番34号
破産者　上田　良雄
１　決定年月日　平成25年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７７号
川崎市幸区鹿島田1090―Ｃ―103、住民票上の住所川崎市幸区小倉１番地１　Ｆ―415
破産者　都築惠美子
１　決定年月日　平成25年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
川崎市麻生区片平４丁目３番11号　第２安藤ハイツ101、開始決定時の住所川崎市高津区久地２丁目４番12―301号　エクセレント玉川
破産者　森嶋　重謙
１　決定年月日　平成25年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
川崎市宮前区宮前平３丁目９番地７　コーポ佐治202
破産者　沖山　仁宏
１　決定年月日　平成25年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
川崎市幸区戸手３丁目６番４―101号　セザールリバーサイド川崎
破産者　中山　裕史
１　決定年月日　平成25年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１０２号
名古屋市熱田区比々野町56番地の２　イサジビル501号
破産者　田之内敏広
１　決定年月日　平成25年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５１６号
愛知県東海市大田町樹木17番地
破産者　久野　優子
１　決定年月日　平成25年１月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部